

Ⅲ 答申書

- 1 鉄道（旅客会社、貨物会社以外）※収支関係の数字は、百万円を単位として四捨五入したものを用いています。

○国土交通省告示第207号（2月25日）

国運審第14号
平成17年2月15日

国土交通大臣 北側 一雄 殿

運輸審議会会長 小野 孝

答 申 書

東武鉄道株式会社、小田急電鉄株式会社及び東京急行電鉄株式会社からの
鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請について

平16第4003号

平16第4004号

平16第4005号

平成16年12月14日付け国鉄業第62号をもって諮問された上記の事案については、平成17年1月25日東京都において公聴会を開催し、さらに、平成17年1月27日東京都において参考人の意見聴取を行ったほか、諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

1 東武鉄道株式会社の申請に係る鉄道の旅客運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

(1) 普通旅客運賃

4キロメートルまで	140円
4キロメートルを超え7キロメートルまで	160円
7キロメートルを超え10キロメートルまで	190円
10キロメートルを超え15キロメートルまで	240円
15キロメートルを超え20キロメートルまで	300円
20キロメートルを超え40キロメートルまでの部分	
5キロメートルまでを増すごとに	50円加算
40キロメートルを超え45キロメートルまで	570円
45キロメートルを超え50キロメートルまで	630円
50キロメートルを超え60キロメートルまで	700円
60キロメートルを超え90キロメートルまでの部分	
10キロメートルまでを増すごとに	80円加算
90キロメートルを超え100キロメートルまで	1,030円
100キロメートルを超え120キロメートルまで	1,160円
120キロメートルを超え140キロメートルまで	1,320円
140キロメートルを超え178キロメートルまで	1,500円

(2) 定期旅客運賃（1か月）

ア 通勤定期

1キロメートルまで	4,110円
1キロメートルを超え2キロメートルまで	4,620円
2キロメートルを超え3キロメートルまで	5,080円
3キロメートルを超え4キロメートルまで	5,480円
4キロメートルを超え5キロメートルまで	6,100円
5キロメートルを超え6キロメートルまで	6,510円
6キロメートルを超え7キロメートルまで	6,640円
7キロメートルを超え8キロメートルまで	7,420円
8キロメートルを超え9キロメートルまで	7,830円

9キロメートルを超え10キロメートルまで	7, 920円
10キロメートルを超え11キロメートルまで	8, 870円
11キロメートルを超え12キロメートルまで	9, 280円
12キロメートルを超え13キロメートルまで	9, 590円
13キロメートルを超え14キロメートルまで	9, 850円
14キロメートルを超え15キロメートルまで	9, 930円
15キロメートルを超え16キロメートルまで	10, 670円
16キロメートルを超え17キロメートルまで	11, 180円
17キロメートルを超え18キロメートルまで	11, 590円
18キロメートルを超え19キロメートルまで	11, 890円
19キロメートルを超え20キロメートルまで	12, 100円
20キロメートルを超え21キロメートルまで	12, 510円
21キロメートルを超え22キロメートルまで	12, 870円
22キロメートルを超え23キロメートルまで	13, 180円
23キロメートルを超え24キロメートルまで	13, 380円
24キロメートルを超え25キロメートルまで	13, 530円
25キロメートルを越え26キロメートルまで	13, 890円
26キロメートルを超え27キロメートルまで	14, 200円
27キロメートルを超え28キロメートルまで	14, 460円
28キロメートルを超え29キロメートルまで	14, 660円
29キロメートルを超え30キロメートルまで	14, 810円
30キロメートルを超え40キロメートルまでの部分	
1キロメートルまでを増すごとに100円加算	
40キロメートルを超え50キロメートルまでの部分	
1キロメートルまでを増すごとに90円加算	
50キロメートルを超え100キロメートルまでの部分	
1キロメートルまでを増すごとに80円加算	

イ 通学定期

1キロメートルまで	1, 290円
1キロメートルを超え2キロメートルまで	1, 550円
2キロメートルを超え3キロメートルまで	1, 800円
3キロメートルを超え4キロメートルまで	2, 060円

4キロメートルを超え5キロメートルまで	2, 320円
5キロメートルを超え6キロメートルまで	2, 530円
6キロメートルを超え7キロメートルまで	2, 730円
7キロメートルを超え8キロメートルまで	2, 940円
8キロメートルを超え9キロメートルまで	3, 090円
9キロメートルを超え10キロメートルまで	3, 250円
10キロメートルを超え11キロメートルまで	3, 400円
11キロメートルを超え12キロメートルまで	3, 560円
12キロメートルを超え13キロメートルまで	3, 660円
13キロメートルを超え14キロメートルまで	3, 760円
14キロメートルを超え15キロメートルまで	3, 870円
15キロメートルを超え20キロメートルまでの部分	
1キロメートルまでを増すごとに70円加算	
20キロメートルを超え25キロメートルまでの部分	
1キロメートルまでを増すごとに50円加算	
25キロメートルを超え46キロメートルまでの部分	
1キロメートルまでを増すごとに30円加算	
46キロメートルを超え100キロメートルまでの部分	
1キロメートルまでを増すごとに20円加算	

2 小田急電鉄株式会社の申請に係る鉄道の旅客運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

(1) 普通旅客運賃

3キロメートルまで	120円
3キロメートルを超え9キロメートルまでの部分	
3キロメートルまでを増すごとに30円加算	
9キロメートルを超え33キロメートルまでの部分	
4キロメートルまでを増すごとに30円加算	
33キロメートルを超え41キロメートルまでの部分	
4キロメートルまでを増すごとに40円加算	
41キロメートルを超え51キロメートルまでの部分	
5キロメートルまでを増すごとに40円加算	

5 1 キロメートルを超え 5 6 キロメートルまで 5 7 0 円

5 6 キロメートルを超え 6 6 キロメートルまでの部分

5 キロメートルまでを増すごとに 4 0 円加算

6 6 キロメートルを超え 8 3 キロメートルまでの部分

5 キロメートルまでを増すごとに 5 0 円加算

(2) 定期旅客運賃 (1 か月)

ア 通勤定期

1 キロメートルまで 3, 6 4 0 円

1 キロメートルを超え 5 キロメートルまでの部分

1 キロメートルまでを増すごとに 3 8 0 円加算

5 キロメートルを超え 9 キロメートルまでの部分

1 キロメートルまでを増すごとに 3 6 0 円加算

9 キロメートルを超え 1 3 キロメートルまでの部分

1 キロメートルまでを増すごとに 3 4 0 円加算

1 3 キロメートルを超え 1 7 キロメートルまでの部分

1 キロメートルまでを増すごとに 3 1 0 円加算

1 7 キロメートルを超え 2 1 キロメートルまでの部分

1 キロメートルまでを増すごとに 2 8 0 円加算

2 1 キロメートルを超え 2 5 キロメートルまでの部分

1 キロメートルまでを増すごとに 2 5 0 円加算

2 5 キロメートルを超え 3 2 キロメートルまでの部分

1 キロメートルまでを増すごとに 2 2 0 円加算

3 2 キロメートルを超え 4 8 キロメートルまでの部分

2 キロメートルまでを増すごとに 2 2 0 円加算

4 8 キロメートルを超え 6 0 キロメートルまでの部分

3 キロメートルまでを増すごとに 2 2 0 円加算

6 0 キロメートルを超え 7 5 キロメートルまでの部分

3 キロメートルまでを増すごとに 1 9 0 円加算

7 5 キロメートルを超え 8 3 キロメートルまでの部分

3 キロメートルまでを増すごとに 1 6 0 円加算

イ 通学定期

1 キロメートルまで 1, 5 7 0 円

1キロメートルを超え3キロメートルまでの部分	1キロメートルまでを増すごとに160円加算
3キロメートルを超え7キロメートルまでの部分	1キロメートルまでを増すごとに150円加算
7キロメートルを超え11キロメートルまでの部分	1キロメートルまでを増すごとに140円加算
11キロメートルを超え15キロメートルまでの部分	1キロメートルまでを増すごとに130円加算
15キロメートルを超え19キロメートルまでの部分	1キロメートルまでを増すごとに120円加算
19キロメートルを超え25キロメートルまでの部分	1キロメートルまでを増すごとに110円加算
25キロメートルを超え45キロメートルまでの部分	2キロメートルまでを増すごとに100円加算
45キロメートルを超え65キロメートルまでの部分	2キロメートルまでを増すごとに90円加算
65キロメートルを超え83キロメートルまでの部分	2キロメートルまでを増すごとに80円加算

3 東京急行電鉄株式会社の申請に係る鉄道及び軌道の旅客運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

(1) 普通旅客運賃

ア こどもの国線及び世田谷線を除く全線

3キロメートルまで	120円
3キロメートルを超え7キロメートルまで	150円
7キロメートルを超え11キロメートルまで	190円
11キロメートルを超え15キロメートルまで	210円
15キロメートルを超え20キロメートルまで	240円
20キロメートルを超え25キロメートルまで	260円
25キロメートルを超え35キロメートルまでの部分	5キロメートルまでを増すごとに30円加算
35キロメートルを超え40キロメートルまで	360円

40キロメートルを超え50キロメートルまでの部分

5キロメートルまでを増すごとに30円加算

50キロメートルを超え56キロメートルまで 450円

イ こどもの国線

150円

ウ 世田谷線

140円

(2) 定期旅客運賃（1か月）

ア こどもの国線及び世田谷線を除く全線

① 通勤定期

3キロメートルまで 4,200円

3キロメートルを超え7キロメートルまで 5,710円

7キロメートルを超え11キロメートルまで 7,210円

11キロメートルを超え15キロメートルまで 7,940円

15キロメートルを超え20キロメートルまで 9,030円

20キロメートルを超え25キロメートルまで 9,670円

25キロメートルを超え30キロメートルまで 10,780円

30キロメートルを超え35キロメートルまで 11,910円

35キロメートルを超え40キロメートルまで 13,400円

40キロメートルを超え50キロメートルまでの部分

5キロメートルまでを増すごとに1,110円加算

50キロメートルを超え56キロメートルまで 16,730円

② 通学定期

3キロメートルまで 1,800円

3キロメートルを超え7キロメートルまで 2,370円

7キロメートルを超え11キロメートルまで 2,990円

11キロメートルを超え15キロメートルまで 3,310円

15キロメートルを超え20キロメートルまで 3,780円

20キロメートルを超え25キロメートルまで 4,090円

25キロメートルを超え30キロメートルまで 4,570円

30キロメートルを超え35キロメートルまで 5,040円

35キロメートルを超え40キロメートルまで 5,670円

40キロメートルを超え50キロメートルまでの部分

5キロメートルまでを増すごとに470円加算

50キロメートルを超え56キロメートルまで

7,090円

イ こどもの国線

① 通勤定期

5,520円

② 通学定期

2,370円

ウ 世田谷線

① 通勤定期

5,140円

② 通学定期

2,560円

理 由

1 東武鉄道株式会社、小田急電鉄株式会社及び東京急行電鉄株式会社の申請理由の概要は、次のとおりである。

(1) 東武鉄道株式会社

特定都市鉄道整備促進特別措置法（以下「特別措置法」という。）に基づき特定都市鉄道整備事業計画（以下「整備事業計画」という。）として平成7年3月に認定を受けた伊勢崎線と東京地下鉄株式会社11号線との直通化工事、野田線複線化工事及び東上線輸送力増強工事に係る整備事業計画の期間が本年3月に終了することとなり、これに伴い特定都市鉄道整備積立金（以下「積立金」という。）の積立てを終了するとともに、特定都市鉄道整備準備金（以下「準備金」という。）の取崩しを開始することとなる。

また、平成17年のつくばエクスプレス開業、平成19年の東京地下鉄株式会社13号線の開業等今後の輸送需要は厳しい状況となることが想定されるなかで、車両更新の促進等利用者サービス関連投資の拡充、立体交差化事業等保安度向上のための事業を推進することとしており、このため平成17年度から平成19年度までの3年間における設備投資額は1,206億円となり、資本

費負担の増加が見込まれる。

これらの要因から、現状の運賃体系で推移すると、平成17年度から平成19年度までの間で約44億円の収入不足が発生することが見込まれることから、今回運賃を改定し鉄道経営の健全化を図りたいとして、平均改定率1.1%（普通旅客運賃の平均改定率0.0%、定期旅客運賃の平均改定率2.6%）の申請に及んだものである。

（2）小田急電鉄株式会社

特別措置法に基づき整備事業計画として昭和62年12月に認定を受けた小田原線複々線化工事に係る整備事業計画の期間は、平成9年12月に終了する計画であったが、やむを得ない事由により平成17年3月まで期間延長を行った。

積立金の積立ては平成9年12月に終了したものの、整備事業計画が延長されたことに伴い準備金の取崩しも延期されたが、今般、整備事業計画の終了に伴いこれを開始することとなる。

また、車両更新の促進等利用者サービス関連投資の拡充、東北沢・世田谷代田間の複々線化工事の実施等が計画されており、このため平成17年度から平成19年度までの3年間における設備投資額は1,483億円となり、資本費負担の増加が見込まれる。

これらの要因から、平成17年度から平成19年度までの間で約34億円の収入不足が発生することが見込まれるが、当該収入不足分は企業努力により吸収することとして、平均改定率0.0%（普通旅客運賃の平均改定率▲1.0%、定期旅客運賃の平均改定率1.5%）の申請に及んだものである。

（3）東京急行電鉄株式会社

特別措置法に基づき整備事業計画として平成7年3月に認定を受けた大井町線改良工事及び田園都市線複々線化工事に係る整備事業計画の期間が本年3月に終了することとなり、これに伴い積立金の積立てを終了するとともに、準備金の取崩しを開始することとなる。

また、特別措置法に基づく特定都市鉄道整備事業として、東横線と東京地下鉄株式会社13号線との相互直通運転及び東横線の輸送力増強工事等について、今般、新たに整備事業計画の認定を申請したことから、これが認定された

場合には、新たに積立金の積立てを開始することが必要となる。

今後、上記の東横線関連工事を中心として、平成17年度から平成19年度までの3年間における設備投資額は1,733億円となり、資本費負担の増加が見込まれる。

これらの要因から、現状の運賃体系で推移すると、平成17年度から平成19年度までの間で約14億円の収入不足が発生することが見込まれることから、今回運賃を改定し鉄道経営の健全化を図りたいとして、平均改定率0.4%（普通旅客運賃の平均改定率0.0%、定期旅客運賃の平均改定率1.1%）の申請に及んだものである。

（注）東横線に係る上記の新たな整備事業計画は、特別措置法に基づき平成17年2月10日に認定された。

- 2 当審議会は、本事案の審議に当たり、公聴会を開催し申請者の陳述及び一般公述人の公述を聴取するとともに、参考人の意見を聴取したほか、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づき検討を行った。その結果、平年度である平成17年度から平成19年度までの3年間の運賃算定の基礎となるべき適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）及びこれに基づく収支状況は、次のとおりである。

（1）東武鉄道株式会社

適正な総括原価は、線路費、電路費、車両費、列車運転費及び駅務費の適正コスト201,907百万円、動力費23,054百万円、諸税20,667百万円、減価償却費102,694百万円、その他の費用・支出56,937百万円、法人税等8,517百万円、事業報酬65,685百万円、合計479,461百万円と推定され、これに対し、現行運賃による総収入は、旅客運賃収入398,444百万円、運輸雑収その他の収入55,457百万円、特定都市鉄道整備準備金取崩額（以下「準備金取崩額」という。）21,117百万円、合計475,018百万円と推定され、差引き4,443百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

これに対して、旅客運賃を主文のとおり改定すれば、総収入は、旅客運賃収入が402,887百万円に増加し、合計479,461百万円と推定され、運賃改定後において、収支は均衡するものと認められる。

(2) 小田急電鉄株式会社

適正な総括原価は、線路費、電路費、車両費、列車運転費及び駅務費の適正コスト142,839百万円、動力費15,213百万円、諸税17,150百万円、減価償却費88,132百万円、その他の費用・支出32,605百万円、法人税等6,742百万円、事業報酬51,332百万円、合計354,013百万円と推定され、これに対し、現行運賃による総収入は、旅客運賃収入302,896百万円、運輸雑収その他の収入33,607百万円、準備金取崩額14,100百万円、合計350,603百万円と推定され、差引き3,410百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

これに対して、旅客運賃を主文のとおり改定すれば、総収入は、旅客運賃収入が302,893百万円に減少し、合計350,600百万円と推定され、運賃改定後において、差引き3,413百万円の不足が見込まれるが、申請者はこの収支不足分を企業努力により吸収したいとしている。

(3) 東京急行電鉄株式会社

適正な総括原価は、線路費、電路費、車両費、列車運転費及び駅務費の適正コスト156,740百万円、動力費14,254百万円、諸税18,598百万円、減価償却費81,819百万円、その他の費用・支出115,711百万円、法人税等7,743百万円、事業報酬50,105百万円、特定都市鉄道整備準備金繰入額（以下「準備金繰入額」という。）7,379百万円、合計452,349百万円と推定され、これに対し、現行運賃による総収入は、旅客運賃収入374,238百万円、運輸雑収その他の収入55,060百万円、準備金取崩額21,609百万円、合計450,907百万円と推定され、差引き1,442百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

これに対して、旅客運賃を主文のとおり改定すれば、総収入は、旅客運賃収入が375,695百万円に増加し、合計452,364百万円と推定され、適正な総括原価は、準備金繰入額の増加等を考慮しても、合計452,370百万円と推定されるので、運賃改定後において、収支はおおむね均衡するものと認められる。

以上のように、総収入が適正な総括原価を超えるものではないので、これらの申

請について、鉄道事業法及び軌道法の規定に基づき、主文のとおり認可することが適当である。

要 望 事 項

1 国土交通大臣は、今回の運賃改定の趣旨にかんがみ、次の事項について申請各社を十分に指導されたい。

(1) 特定都市鉄道整備促進特別措置法に基づき昭和62年及び平成7年に認定を受けた特定都市鉄道整備事業計画のうち、未完成の工事については、関係者の協力も得て早期完成に努め、通勤通学時における鉄道輸送の混雑緩和を実現するとともに、今回、新たに認定を受けた特定都市鉄道整備事業計画に係る工事についても、計画期間内の完成に向け、着実な工事の進捗に努めること。

(2) 今回の運賃改定の内容が多岐にわたっているため、その趣旨が利用者に十分理解されるよう、改定の背景、内容、鉄道事業の経営状況、設備投資の計画・進捗状況や効果等について、駅や車内の媒体、インターネット等を活用し、分かりやすい広報を積極的に行うこと。

2 少子化・高齢化の進展、沿線人口の流出、競争会社による新線や新ルートの開発等による申請各社を取り巻く経営環境は厳しい状況にあるが、今後とも快適で利用しやすい鉄道として、地域と共に発展していくことが望まれることから、国土交通大臣は、次の事項について申請各社を十分に指導されたい。

(1) 鉄道各社間の乗継利便性の向上、共通乗車カードの導入等のサービスの向上を図ること。

(2) バリアフリー施設の設置基準駅については目標年次である平成22年までに着実に整備するとともに、その他の駅についても、沿線の地域団体等と連携して、実態を踏まえつつ、そのあり方を検討し、その改善に努めること。

(3) 各種列車の行き先表示、事故時の回復状況や代替輸送の案内等について、情

報技術等を活用し、利用者が期待する情報を適時適切に提供すること。

3 国土交通大臣は、安全の確保が鉄道輸送における基本であるとの認識のもとに、次の事項について申請各社を十分に指導されたい。

(1) 関係者との連携を密にして、引き続き踏切事故対策に取り組むとともに、地震対策、テロ対策、個人情報保護対策等に万全を期すること。

(2) 業務の外部委託等経営の合理化を進めるに際しては、安全の確保にも十分配慮すること。